我が子のライフステージを考えるⅡ
～成年後見制度の基本と活用事例から学ぶ～

令和5年7月3日(月)でい・さくべにて佐藤滋洋氏・・・(福)千葉市手をつなぐ育成会常務理事、でい・さくさべ所長・・・をお迎えして「我が子のライフステージを考えるＰａｒｔⅡ」の研修会を行いました。成年後見制度の基本と活用事例についてお話を伺いました。55人の参加がありました。

【成年後見制度について】

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等などによって、判断能力が十分でない人を保護する制度で、平成12年に導入されている。区分は「法定後見」と、本人の判断能力が不十分になった時に、本人が予め結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する「任意後見」がある。

今回は「法定後見」について学んだ。家庭裁判所への手続きは「申し立て」と呼ばれ、「後見」「保佐」「補助」の3類型の中のいずれかを選んで行う。決定を「審判」と呼ぶ。費用は諸々の手数料の他、医療機関による診断書料（約1万～2万円）の他に、「鑑定料」(約10万以下）等が必要。成年後見制度の鑑定が出来ない医療機関もあるので事前に調べておいた方が良い。

申し立てに必要な書類は12項目（類型が後見の場合）あるが、事実をそのまま書けば良いので難しくない。この中で「本人情報シート」は後見人にとって本人を知る重要な情報なので、客観的に必要な情報を書く為に、親以外の本人をよく知る人に記入してもらうのも良い。どんなに重い障害がある人にも時間をかけ説明をして、後見人を付ける事への同意を求めるプロセスを踏む事はとても大切な事である。

申請後、家庭裁判所による調査、審判、不服申し立て期間（2週間）を経て審判が確定し、初めて後見人は実際に動くことができる。

成年後見人の役割は、生活状況の確認や障害福祉サービスの手続き等の「身上保護」と預貯金や不動産、生活費の管理や、相続の手続き等の「財産管理」に大別され、多くの役割を担う事になるが、身体的介助、身元引受人、医療同意等担えない事もある。これらの事は家族で話し合い、書き残しておく事が大事。又、本人の意思に反した転居や施設入所、死後処理も後見人は担うことができない。

現行の制度では後見人は一度選ばれたら変わることができないが、民法の見直しが行われており、今より利用しやすい制度になる見通しである。

成年後見人の報酬は、被後見人の財産から家庭裁判所が決め、月額1万円から2万円程度が多い。

【事例から思うこと】

後半は佐藤所長が前職の「地域生活支援センターふらる」の相談支援専門員として、実際に成年後見制度の申請や活用に携わられた様々な事例を伺いました。どの事例にも共通して大切だと感じたことは、成年後見制度が必要になった時に、本人の事をよく知る支援者、親族、地域の人の存在が重要で、一人でも多く、本人の事を考えてくれる人との関係を築いておく事が、親の大切な役目だと感じました。また、親は元気なうちに子どもの事は勿論、自分の延命治療や死後処理について、支援者や周りの人に話したり、書き残しておく必要性を知りました。そして佐藤所長のように本人に寄り添って下さる相談員の存在は成年後見制度を利用する上においても、とても大切だと思いました。

（研修部　梶川）

「教えて！障害基礎年金」勉強会

６月27日（火）こども委員会担当で「教えて！障害基礎年金」の勉強会を行いました。

参加者は31人と、施設職員５人の参加でした。

当日は、全国手をつなぐ育成会連合会のDVD「教えて！障害基礎年金」を視聴。前半は障害基礎年金の基礎部分について、後半は社会保険労務士の渡部伸氏の解説がありました。その後会場からの質問に対して、成田会長を含め、申請経験者３名より回答をいただきました。申請経験者の方からのお話は受給申請する際の注意点やそれぞれの経験談など、具体的でわかりやすく、参考になるものばかりでした。

勉強会後のアンケートでも、「経験者の方の貴重な意見が聞けて良かった」「改めて、わが子の記録の大切さを感じた」などの感想が寄せられました。ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。

（広報部　宮本）

住み慣れた地域で暮らし続ける
第10回話そう会開催

10月4日(水)、若葉保健福祉センターにて「住み慣れた地域で暮らし続ける」をテーマに、参加者同士の意見や情報交換を行いました。参加者9人でした。

放課後等デイサービス、進路について、通所先での活動、送迎について、グループホームや入所先での生活、計画相談、移動支援の利用について、親なきあとのこと、遺言書や成年後見をどうするか、などのお話が出ました。悩みごとや疑問などに対しての意見交換では多くの気づきが生まれました。

制度ではないお付き合いやご近所の方に知っていただくことの大切さ、地域生活とはどのようなことなのか、会員みなさんと共有ができ、育成会ならではの話そう会となりました。

（会長　成田）

要望書提出しました

令和6年度予算編成および障害福祉計画に関する要望書を7月14日、千葉市に提出し回答をいただきました。

1 障害者グループホーム等支援ワーカー設置のお願い

【回答】本市においては、支援ワーカーの役割を、当課や各区の障害者基幹相談支援センターが担っております。配置については他の圏域での実施状況を踏まえ、慎重に判断して参ります。

2 ガイドヘルパー養成研修のお願い

【回答】移動支援のサービス提供者は障害福祉サービスにおける居宅介護等に必要な資格要件に加え、国の「移動支援事業実施要領」において「サービスを提供するに相応しい者として実施主体が認めた者」とされていることから、本市では、移動介護従事者の養成研修として都道府県知事が認めた研修の修了者を要件としており、今後も当該取り扱いの継続を予定しています。

3 親なき後や将来を見据えたプラン・災害や緊急時を想定したプランを加えたサービス等利用計画作成のお願い

【回答】市内には相談支援専門員が十分とは言えない状況であり、まずはサービス利用計画作成等、法で定められた事業のニーズを充足することが重要であり、事業所が相談支援専門員を新たに雇用するなどした際に補助を行うことで計画相談支援の質と量の向上を図ることを進めて参ります。尚、要望のあった視点をもって計画作成に努めるよう、相談支援事業所等に働きかけを行うことを検討して参ります。

4 災害時について

避難者カードを日頃から用意しておくことで被災時の記入を少なくしたい

【回答】市のホームページで公開している避難所開設・運営マニュアルからご活用ください。

避難所以外での避難の際の避難者カード提出・物資やサポートについて

【回答】市の指定避難所は地域における情報伝達や物資配給の拠点であり、在宅避難や車中泊避難の方も、避難者カードを避難所に提出することで物資の配給等を受けることができます。避難者カードの提出は状況に応じて代表の方が取りまとめて提出していただいても構いません。

拠点的福祉避難所への避難方法

【回答】現在のスキームでは拠点的福祉避難所へ直接避難することはできません。ただし移動による心身の状態の悪化や特別な設備が必要である方など直接避難が望ましい方が一定数いることも課題として認識しており、現在、仕組みの検討を行っております。

5 家族更衣室整備のお願い

【回答】千葉市中央コミュニティセンターについて令和7年度よりの減築大規模改修工事に伴い、ご家族や異性の介助者が一緒に利用できる多目的更衣室等の整備について検討して参ります。

（会長　成田）

経験が大事
あんしん委員会非常食体験会

6月25日(日)、ふれあいの家（美浜区高浜）で開催され、娘と参加してきました。参加者は親子合わせて29人でした。

初めての場所に少し不思議そうな顔をしていましたが、こだわりは特に無いのでスムーズに会場入り。実際の非常時には初めての場所に行くことが想定されるのでこれも一つの経験。所属委員会主催ですが、一部の方々がスタッフとして先に準備を進めて下さり、説明の後、数種が盛りつけられた紙皿が配られ、娘と一緒に試食。想像より美味しく食べられました。

他にも色々な非常食品や避難時に使える収納付きベストやヘルメットの見本も用意して頂き、実物に触れる事も出来ました。非常食、非常時用品と一言で言っても昔に比べ本当に色々とバリエーションもあり、改めて近くの店をもっと気にして探してみようと思いました。

（あんしん委員会　村田）